

会 議 録

会議の名称	令和7年度第1回戸田市都市景観審議会
開催日時	令和8年2月10日（火）午後3時00分 ～ 午後4時00分
開催場所	市役所本庁舎5階 501会議室
出席者氏名 (委員)	茂呂 理絵、大野 和則、蓮見 利之、 濱松 祐樹、溝上 西二、岡田 智秀
欠席者氏名 (委員)	後藤 聡、荒井 歩、依田 彩
傍聴者	なし
事務局	都市整備部 早川部長、熊木次長 都市計画課 今泉課長、久保副主幹、江口主任、高木技師、泉主事補
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物禁止地域の追加指定について ・戸田市都市景観条例に基づく事前協議の実績報告について
会議結果	別紙「会議の経過」のとおり
会議の経過	別紙「会議の経過」のとおり
会議資料	<p>【資 料 1】屋外広告物禁止地域の指定について</p> <p>【参考資料1-1】屋外広告物禁止地域区域図</p> <p>【参考資料1-2】北戸田駅西口駅前周辺現況写真、 戸田駅西口駅前周辺現況写真</p> <p>【資 料 2】戸田市都市景観条例に基づく事前協議の実績報告について</p>
議事録確定	令和8年 3月 6日 戸田市都市景観審議会 会長 岡田 智秀

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<u>1 開会</u>
会長	<u>2 挨拶</u>
事務局	<u>3 議事</u> 続きまして、次第3「議事」に移ります。本日は、諮問案件が1件、報告案件が1件ございます。 諮問案件は、「屋外広告物禁止地域の指定について」、報告案件は「戸田市都市景観条例に基づく事前協議の実績報告について」でございます。 以後の進行につきましては、 本審議会規則 第3条第1項の規定により、会長が議長となりますことから岡田会長に進行をお願いいたします。
会長	それでは、諮問案件「屋外広告物禁止地域指定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	(内容説明 / 資料1、参考資料1-1、1-2)
会長	説明のとおりとなりますが、委員の皆様により理解を深めていただくために、事務局にいくつかご説明をお願いしたいと思います。 参考資料1-1「屋外広告物禁止地域の区域図」につきまして、屋外広告物の禁止地域というのは、人が集中する場所や人流があり看板が出やすい場所で、景観への影響が大きい場所を指定するという意味で、道路と鉄道沿線はよくわかりますが、市内全域にモザイク状にちらばっている禁止地域は何を表しているのか説明をお願いします。
事務局	禁止地域の区域図として着色している部分は、図右上の一覧表にも施設名を記載しておりますが、たとえば、生産緑地や都市公園などが指定されてお

発言者	議題・発言内容・決定事項
会長	<p>ります。</p> <p>やはり人が集まりやすい公園ですとか、野立て広告などが出やすい場所を予防的に措置しようということで、モザイク状の着色部分はそのような場所ということでございます。</p> <p>続いて、参考資料 1-2「北戸田駅西口駅前周辺現況写真」及び資料 1「屋外広告物禁止地域の指定について」2 ページの北戸田駅西口駅前広場の図面において、交通広場の形が、直線的ではなく、あるいは道路になぞるような形でもなく、底辺部分は角が立っているようないびつな形をしているのは何か理由があるのでしょうか。補足的に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(a)の部分は都市計画決定した交通広場の範囲に基づき指定した範囲ですが、その結果、駅前から見渡した時に、対面の歩道が僅か一部しか禁止地域に含まれない形状になっていました。そのため、都市計画道路の端部の隅切り部分を結んだ(b)の範囲を禁止地域に加えることで、対面の歩道空間の範囲が広がり、駅前空間をより一体的に捉え、広告物の乱立を防ぐ効果を高めていきたいと考えております。</p>
会長	<p>(b)の部分の距離的な根拠はありますか。</p>
事務局	<p>駅前に立った地点から見渡せる範囲を現地で確認し、隅切りの部分が適当と考えております。</p>
会長	<p>わかりました。みなさんご承知のとおり、人間の静的視野、眼球を動かさず、首を動かさずに一度に目に入る角度はだいたい60度と言われていて、駅前に立った時に静的視野で含まれる範囲が、(b)の追加範囲部分ということで、そういったところに広告物が狙って掲出されやすいため、予防的に措置しようという建付けで今回の原案が示されたということです。</p> <p>以上を前提としまして、皆様からご意見はありますでしょうか。ありまし</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
会長	<p>たら挙手をお願いします。</p> <p>(特になし)</p> <p>ご意見等ないようですので、原案のとおりとしまして、市長に答申したいと思えます。ご審議ありがとうございました。</p> <p>続いて、報告案件「戸田市都市景観条例に基づく事前協議の実績報告について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(内容説明 / 資料2)</p>
会長	<p>まず、事前協議の実施実績についてご質問はありますでしょうか。</p> <p>では、私から質問させていただきます。</p> <p>令和7年度の実施件数は29件であり、昨年度を超える見込みとのこと、制度が浸透してきていることが窺えますが、どこの地域に集中しているなどといった分布的な特徴はありますか。</p>
事務局	<p>市内でも宅地開発が進む大字新曾の土地区画整理地内での案件が多い印象がありますが、市内幅広く協議を実施しています。今回、笹目の案件が事例公開の内容に含まれていますが、笹目エリアや美女木エリアにおいては倉庫案件が多いことも特徴として挙げられます。</p>
会長	<p>倉庫の建設にあたっては、物流の機能面が設計の中で重視されるわけですが、そのような倉庫の案件においてもアドバイザー協議を実施することは非常に良いことであり、戸田市の特徴であるともいえます。</p> <p>また、新曾地区においても宅地という一般的な市街地に対してアドバイザー協議を行うことは、商業地域など一部に偏らず、いいものをまちにという思いが表れており、良い展開だと思えます。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>もう1点、助言反映率が右肩上がりになっていることについて、積極的に働きかけているなどの理由があるのでしょうか。もしくは、継続していくことにより自然に浸透していったのでしょうか。</p> <p>担当者の所感としてはどちらの理由もあると考えています。市内において何件も建築を手掛けている事業者が複数存在しているため、反映ができなかった案件があっても、次回、別の案件では対応していただき、助言反映率が上昇したと考えられます。また、添付書類は具体的な内容まで提出いただくことで助言内容が具体的に変わった結果、事業者としても助言を取り入れやすくなったことも要因として挙げられます。</p>
会長	<p>引き続き事務局には本協議の推進をよろしくお願いします。</p>
委員	<p>令和7年度は最新の情報だと1件助言が反映されなかった案件があるとのことですが、助言が反映されなかった理由と、併せて助言が反映されない場所の傾向があればお聞かせください。</p>
事務局	<p>助言が反映されたかどうかの判定をする際に、具体的に何を反映したか事業者に記載していただいておりますが、今回の案件では、「検討します」という回答であったため反映されませんでした。助言が反映できなかった理由としては、施主希望やコスト面が挙げられます。</p>
委員	<p>反映できない理由は施主意向によるもの等であり、具体的な場所に傾向があるわけではないということでしょうか。</p>
会長	<p>今の質問に補足しますが、今回反映されなかった案件において、アドバイザーからの指摘事項が何点かあったかと思います。その中で反映されなかった指摘事項はどのようなものだったのでしょうか。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>助言が反映されない場所の傾向は特にございません。また、指摘事項について、わかる範囲での回答となりますが、植栽計画と色彩計画についての助言が、施主の意向により反映されませんでした。</p>
委員	<p>資料2ページの協議参加者について、「都市景観アドバイザー2名（色彩、景観の専門家）」とありますが、案件によってサインや照明など、他の分野の専門家が参加することもあるのでしょうか。毎回参加されるアドバイザーは決まっていますか。</p>
事務局	<p>定期的に行っている事前協議では、参加いただくアドバイザーを固定しているため、資料には「色彩、景観の専門家」と記載しました。詳しい専門分野で申し上げると、色彩の専門家、屋外広告物と色彩の専門家、都市環境デザインという道路からの景観についての専門家の3名に参加いただいています。サインについて助言をいただくことも少なくありません。</p>
会長	<p>その他ご質問等がありますでしょうか。</p> <p>では、続いて事例についての話に移ります。先立って私の方から質問いたします。中学生を職業体験で受け入れるのは非常に良い取り組みだと思います。受け入れる中学校はどのように選定していますか。</p>
事務局	<p>戸田市の教育委員会で選定しています。基本的には中学2年生が全員いずれかの事業所等に希望を出し、社会体験に行きます。都市計画課（事務局）は、この事前照会に対して受け入れ可能と回答を行ったところ、教育委員会が対象中学校の割り当てを行いました。</p>
会長	<p>他の自治体でも紹介したい、非常に良い取り組みだと思います。</p>
委員	<p>私の勤めている企業でも中学生を受け入れています。春から秋にかけて、学校の先生から受け入れについて打診がありました。その後、教育委員会か</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
会長	<p>ら最終的に割り当てがあったのち、受け入れ先に電話でアポイントを入れるところから中学生が行っています。また、職業体験後には中学生から御礼の手紙が届きます。受け入れ実績のもと、翌年度には別の中学校から受け入れの依頼がある場合もあります。</p> <p>まちづくりのためのアクションを起こす際の参考になる内容です。</p> <p>私が協力している他の自治体では、地元の高校に声を掛け、1高校あたり3名ほどの生徒がまちづくりワークショップに参加し、実際にまちづくりの社会実験に参加してもらった事例があります。このように、地域の活動に巻き込んでいくようなところまでいくと良いと思います。関係部局との調整が必要になってくるとは思いますが、小学生・中学生・高校生はまちの財産であるため、生徒たちにふるさとだと思ってもらえるよう働きかけることは大人の使命であるといえます。引き続き良いアイデアがあれば共有して、実施していければよいと思います。</p> <p>もう1点、資料7ページの倉庫の案件は、景観賞をとれるような非常に良いデザインです。元々は木の壁面でしたが、グリッドでルーバーのようにして屋根の裏まで一体的にデザインされています。どのようなアドバイスの仕方をして、施主や設計者がどのように受け止めたのか説明をお願いします。</p>
事務局	<p>この案件の設計者は、元々戸田市にお住まいで、倉庫を手掛けるにあたり、ご自身のふるさとに戻ってきた時に印象に残るようなものを作りたいという思いで計画されたそうです。その中で、当初、木が一面にせり上がってくるようなデザイン案に対し、アドバイザーからは木の密度を下げ下地の黒色を見せるような形で圧迫感の低減を検討してはどうかという助言がありました。デザインについては設計者が助言を受けて、現在の内容に変更されました。</p>
会長	<p>このストーリー自体がアドバイザー制度の神髄ですね。</p> <p>設計者の立場からすると、アドバイザーにデザイナーとしての力量を否定</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
委員	<p>される・指導されるという誤解が一部にあるように思われます。</p> <p>しかし、今回のアドバイザーの指摘内容は「圧迫感の軽減」という言葉にとどまってある程度許容範囲を持たせたものであり、その内容を設計者が受け止めた結果、各段に良い結果になりました。</p> <p>ホームページに事例を掲載する際、どのような働きかけをしてどのように設計者が受け止めたかという経緯も記載すれば今後の展開に繋がっていくと思います。非常に優良な事例です。</p> <p>私もこの事例を知っていますが、現地で初めて見た時は驚きました。最近市内ではスポット的に良い、おしゃれな建築が増えたように思います。可能であれば会長のおっしゃっていた通り、アドバイザーの助言を取り入れたものを対象にしても良いので景観賞の制度があっても良いと思います。そういった動きがあれば私も設計事務所として、助言を取り入れつつ地域貢献していければと思いますが、表彰制度の創設についてどのようにお考えですか。</p>
事務局	<p>戸田市では、今までなかなか授与できる制度がなかったため、今後、研究してより良い事例を、市民・事業者の皆様にお伝えできるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、景観向上などの地域貢献に関心のある事業者様がいらっしゃれば事務局にご紹介いただけますと幸いです。</p>
会長	<p>何年か前に私も同じ提案をさせていただきました。アドバイザー制度の効果をより普及、啓発するために表彰制度は重要ですが、事務局の現状として最小限の人数で業務を運営していることもあり、なかなか実現には至っていません。今すぐには難しいかと思いますが、タイミングを見計らって表彰制度が創設できると良いと思います。第二次景観計画の推進方策にもあります通り、シンポジウム等を実施することも景観計画の普及、啓発として重要であるため、事務局においても頃合いを見て表彰制度やシンポジウムをご検討いただければと思います。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>以上で次第に示されたものは、すべて終了しました。</p> <p>最後に一言、事例紹介のなかで「ふるさと」という言葉が出てきましたし、中学生の景観教育への取組みを教育委員会と協力して行っているというお話もありました。やはり、景観まちづくりの主体は地域の人々であり、その中でも子どもたちはダイヤの原石です。子どもたちの活躍を景観まちづくりの活動に巻き込んで、ふるさとづくりをしていければ良いと思います。引き続き皆様にはご協力賜りますようお願いいたします。</p> <p>以降の進行は事務局にお返しします。</p> <p><u>4 閉会</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>